



入梅の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

重要情報

1. 消費税総額表示義務の特例措置の復活

価格表示は総額表示義務が課されていますが、税率変更を前に税込と誤認されないことを要件に税抜表示を認める特例が国会審議中です。具体的には『本体***円+税』などと表示できることになり、施行は10~11月頃が有力とされます。

2. 中小企業活性化税制がスタートしています

認定を受けた支援機関等からの助言書の添付を要件に中小サービス業者が30万円以上の器具備品・60万円以上の建物附属設備を取得した場合には、税額控除等が受けられます。赤羽事務所は認定機関です。

3. マイナンバー関連4法案が可決成立

H25.5.24参院本会議でマイナンバー関連法案が可決しました。H27.10月頃に市町村が個人に、国税庁が法人に番号を通知し、H28.1月以後に両番号の利用が始まり利用範囲も順次広がる予定となっています。

7月のイベント

- ・源泉所得税納期特例上半期
納期限は7月10日(水)です!
- ・個人の申告所得税の予定納税
1期分の納期です。

税金マメ知識

信託銀行各社では、子孫への教育資金贈与非課税信託の売れ行きが大変好調なようです。非課税となるのは最大1500万円ですが、子孫の年齢が30歳に到達した時や信託契約等が終了した時に使いきれなかった残りの金額があれば、その時点で贈与税が課されます。ところで、H27.1より直系尊属から20歳以上の子孫への贈与税率は緩和されますが、この残額にかかる非課税終了時に、贈与者が既に死亡していた場合には、一般の贈与があったものとして緩和税率の適用はありません。いっぽう、贈与者が生存していれば直系尊属からの緩和税率の適用があるうえ、要件を満たせば相続時精算課税の選択も可能です。

晩酌のじかん

最近の休日の過ごし方はもっぱら家族が喜ぶ料理をすることです。わたしはよく国際イベント(●×フェス等)に顔を出すのですが、NGO等が出版する異国料理のレシピ集が面白いんです。中でもアフリカ料理のレシピ集がお気に入りです。今週末は羊肉のピーナツソース煮込みを作ってみようつもりで



元バックパッカー赤羽の旅噺(バナ)



【ペルー国境の町ワキリヤス】エクアドルから徒歩で国境を越えペルーに入ると、物売りや両替商が群がります。両替商の1人が見せる電卓の表示レートが良かったことと、疲れていて早く宿を決めたかったので早々に応じました。

宿のベッドで有り金を数えると彼の改造電卓は1ドル表示の70%で計算していたことに気がきました。何はともあれご飯を食べようと思い、部屋を出ると宿のおかみさんに呼びとめられました。

「あんた、宿代は前払だからね」「ああ、うん、はい…」

「これじゃダメだよ。偽コインさ。」「…え…」

ペルーの旅が始まります。

☆事務所からの連絡☆

6月5日付で赤羽は経済産業局の経営革新等支援機関に認定されました。店舗等の設備投資や中小企業会計要領の導入を検討されている方は優遇が受けられる可能性がありますのでお知らせください。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp